

《大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（要旨）》

- 日 時 令和8年2月18日（水）
13時30分開会～14時40分閉会
- 場 所 大津市役所 本館4階 第4委員会室
- 出席委員 ①被保険者を代表する委員 野原稔委員、中尾文委員、墨岡勉委員
②保険医又は保険薬剤師を代表する委員 大村具子委員、植西俊夫委員、西村秀明委員
③公益を代表する委員 結城慶一委員、玉井泰子委員、仲野弘子委員
④被用者保険等保険者を代表する委員 奥野武浩委員
- 以上10名出席
- 傍聴者 2名
- 事務局職員 小野健康福祉部長、大石健康福祉部次長、谷口保険年金課長、神山保険年金課長補佐、大畑保険年金課主幹（収納係長）、近藤保険年金課管理賦課係長、山本保険年金課資格給付係長、水野保険年金課主任、濱田保険年金課主事、中江健康推進課長、木本健康推進課長補佐
以上11名
- 報告事項 (1) 令和8年度国民健康保険の標準保険料率について
(2) 国民健康保険制度改正について
(3) 国民健康保険制度の国の動向について

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>お待たせいたしました。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より、大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。</p> <p>開催にあたりまして、健康福祉部長の小野が御挨拶申し上げます。</p> |
| 部長 | <p>(部長挨拶)</p> |
| 事務局 | <p>なお、委員の任期は、国民健康保険法施行令 第3条により3年、委員の定数は、大津市国民健康保険条例第2条により被保険者を代表する委員3人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員3人、公益を代表する委員3人、被用者保険等保険者を代表する委員1人と定められております。</p> <p>それでは、被保険者を代表する委員から御紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、事務局の職員につきましても、この場をお借りして自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局職員順次自己紹介)</p> |
| 事務局 | <p>それでは、会議に入らせていただきます。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況について、御報告させていただきます。</p> <p>公益代表3名、保険医等代表3名、被保険者代表3名、被用者保険者代表1名、合計10名中10名の委員様に出席を賜っております。</p> <p>従いまして、大津市国民健康保険条例施行規則第3条、第3項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本協議会の会長及び会長職務代行の選出をお願いしたいと存じます。</p> <p>国民健康保険法施行令第4条第1項及び第2項の規定により、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙することとなっております。まず、公益を代表する委員から立候補される方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(立候補待ち)</p> |
| 事務局 | <p>立候補がなければ、指名推に依りたいと思いますが、事務局から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、前任期から、本協議会の会長を務めていただいております結城委員を会長に、同じく前任期から会長職務代行を務めていただいていた玉井委員を会長職務代行に推薦したいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>御異議なしの声がございましたので、結城委員が会長に、玉井委員が会長職務代行に選出されました。</p> <p>それでは、結城会長、玉井会長職務代行よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、席の御移動をお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">（会長、職務代行、席移動）</p> |
| 事務局 | <p>それでは、就任いただきました結城会長から御挨拶をお願いします。</p> |
| 会長 | <p style="text-align: center;">（会長挨拶）</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議事に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>協議会次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3となっております。</p> <p>なお、本日の協議会での議題では使用しませんが、参考資料といたしまして、「国保のすがた」と「統計でわかる滋賀の国保の状況」という2冊を、皆様のお手元にお配りしておりますので、御参照いただければと存じます。</p> <p>もし、不足等があれば、挙手をお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">（資料の確認）</p> |
| 事務局 | <p>次に、御発言のある方は、挙手をしていただき、会長の御指名を受けた後にマイクの中央部分の銀色のボタンを押していただきながら、御発言をお願ひいたします。</p> <p>御発言を終えられましたら、マイクを切っていただくようお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>以降の進行につきましては、大津市国民健康保険条例施行規則第3条第2項の規定により、結城会長に議長をお願ひいたします。</p> <p>それでは会長よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | <p>それでは始めさせていただきます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、当協議会の公開について、委員の皆様と確認をいたしま</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>す。</p> <p>当協議会は、議事録を公開いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本協議会は、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、一般公開とさせていただきます。</p> <p>現在、傍聴の希望者がいますので、傍聴を承認することによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(承認)</p> |
| 会長 | <p>それでは、傍聴者に入室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">(傍聴者入場)</p> |
| 会長 | <p>それでは議題に入ります。</p> <p>次第の4、報告事項の第1「令和8年度国民健康保険の標準保険料率について」を議題とし、事務局に報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(令和8年度国民健康保険の標準保険料率について説明)</p> |
| 会長 | <p>ただ今の事務局からの報告に対する御意見、御質問はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>まず資料1について、資料を拝見して最も困惑いたしましたのは、内容が十分に理解できなかった点です。</p> <p>もちろん事前に資料を読み込むことは当然のことと認識しておりますし、本日御説明いただけるものとは存じますが、資料についての要約がございました。</p> <p>今回の変更点は、おそらく子育て支援金や高額療養費、その他賦課金などに関するものであろうと推測されますが、こうした要約が1枚でも添付されておりましたら、理解の第一歩として非常に役立つのではないかと感じました。</p> <p>また資料1に関する御意見とは別に、もう一点申し上げたいことがございます。</p> <p>各資料は、皆様それぞれが作成されたものを、そのままコピー&ペーストされた形で提示されているように見受けられました。</p> <p>しかしながら御覧いただくとお分かりいただけるかと存じますが、フォントや数値の表記方法が統一されていないように感じました。</p> <p>主に気になった点が、数値を表す際の単位、具体的にはカンマ区切り(千円単位など)なのか、万円単位なのかが、資料1、2、3で統一されていないことです。</p> <p>特に資料2についてですが、3ページ目にある「影響見込み【基礎分】」の項目では、突然、万円単位ではなく、千円単位で表記されており、瞬時に530万円と読み取ることができませんでした。恐らくエクセル等からそのまま転載されたと思われる桁数で表記されているためにこのような表記になっているのだと思います。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>申し上げたいのは、数値に基づいた議論をされるのであれば、強制するものではございませんが、我々、特に民間企業出身の者から見ますと、こうした表記の統一を図る、少なくとも数値の単位を明確にするなど、御配慮いただけると幸いです。</p> <p>そうしていただければ、会議時間の短縮にもつながるかと思じます。</p> <p>まず一点目の資料のサマリーに関する御意見についてですが、変更点の要約があった方が分かりやすいとの御意見、誠にありがとうございます。</p> <p>おっしゃる通りであると認識しております。</p> <p>一方で、今回が本任期初めての運営協議会でございますため、基礎的な部分から御説明せざるを得ない点もございました。</p> <p>そうした点を考慮し、特に資料2の2ページ目などにございますグラフや図は、それ単体では理解しにくい点もあるかと存じますが、県内で一般的に用いられている標準保険料率の説明方法に準拠し、活用させていただいた次第です。</p> <p>しかしながら、次回以降は今回御指摘いただきました変更点や、議論のポイントとなる部分をサマリーとしてまとめられるよう、検討し、努力してまいります。</p> <p>具体的な方法につきましては、今後試行錯誤させていただければと存じます。</p> <p>次に二点目の、数字の表記方法の不統一に関する御指摘についてですが、円単位と万円単位が混在している点、特に突然千円単位が出てきたり、万円単位が出てきたりする点を御指摘くださったと理解いたしました。</p> <p>この点につきましても、資料2の2ページ目なども含め、多くが国の資料からコピー&ペーストしている箇所がございます。</p> <p>一から全て打ち直すことは効率的ではないと判断し、現状では元資料をそのまま活用させていただいております。</p> <p>しかしながら、できる限り分かりやすくお示しすることは、私どもの務めであると認識しておりますので、改善に向けた努力をさせていただきたいと存じます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>私の説明が不十分であったかと存じますが、申し上げたかったのは、単に変更点のみを記載してほしいという意図ではございません。</p> <p>資料1, 2, 3の内容をまとめて要約した資料が不足していると感じた次第です。</p> <p>その部分がないために、特に初めて会議に参加された方々は、資料の全体像や意図を把握するのに戸惑ってしまうのではないかと感じました。</p> <p>もちろん、変更点を御提示いただけることは大変ありがたいことであり、要望している点ではございます。</p> <p>また各資料を全て新規で作成し直すのは御負担が大きいことも理解しております。</p> <p>ただ、今回初めて参加した私のような者や、民間企業に身を置く者、そして納税者という視点から見ると、やはり分かりにくいと感じる点がございましたので、改善に向けて率直な意見としてお伝えしておくべきだと考え、申し上げさせていただきました。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>また、資料1について質問がございます。</p> <p>5 ページについて、些末な点かと存じますが、令和8年度の「④標準保険料率（確定係数）※1」とございますが、この注釈に関する説明がどこにも見当たらないかと存じます。</p> <p>次に同ページで示されているケースの一部についてですが、こちらは単身で国民年金を受給されている方を例として挙げていると説明がございました。</p> <p>私見ではございますが、国民健康保険の被保険者の方々は、退職され年金を受給されている方が多いという印象がございます。</p> <p>巷で報じられているような、例えば月23万円程度の所得水準と照らし合わせた際に、このケース1に示された所得水準が、国民健康保険の被保険者の皆様における、いわゆるボリュームゾーンに本当に合致しているのかどうか、疑問がございます。</p> <p>説明が前後して申し訳ありませんが、資料5ページのケース①～③に示された所得水準が、一般的な国民健康保険加入者である自営業の方や最も多い年金受給者層の所得に当てはまっているのかどうか、私としては納得しきれておりません。</p> <p>加えて、提示されている110万円という所得水準は、御承知の通り年金の控除額と一致しております。</p> <p>これに合わせる形で、控除後の所得がほぼゼロになるようなケースを選ばれているのではないかと推測してしまう部分もございます。</p> <p>全体を通してお伺いしたいのは、提示されたケースが本当に加入者のボリュームゾーンを代表しており、その層がどの程度の影響を受けるのかを正確に示しているのか、という点でございます。</p> |
| 事務局 | <p>まず、1点目について御回答申し上げます。</p> <p>※1の箇所につきましては、欄外に「標準保険料率は滋賀県が示した大津市の保険料水準の目安」と記載させていただいております。</p> <p>本来であれば、この箇所に※を付記すべきでございました。</p> <p>説明不足で大変申し訳ございません。</p> <p>次に、2点目の御質問でございます、ボリュームゾーンに関する御指摘についてでございます。</p> <p>私どもが調査いたしましたところ、ボリュームゾーンは、ケース③として示しております、所得がゼロ円の世帯かつお一人暮らしの方々でございました。</p> <p>国民健康保険においては、現状、そうした方々の割合が多く、その方々にとって保険料負担が厳しいものとなっている点が大きな課題であると認識しております。</p> <p>近年、社会保障改革が進む中で、比較的所得のある方々や世帯は、他の社会保険制度に移行される傾向にあり、結果として、国民健康保険の加入者層において、こうした方々がボリュームゾーンを形成しているものと分析しております。</p> |
| 会長 | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| | (意見なし) |
| 会長 | <p>無いようですので、本報告については終了といたします。</p> <p>次に、次第4、報告事項の第2「国民健康保険制度改正について」を議題とし、事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | (国民健康保険制度改正について説明) |
| 会長 | ただ今の事務局からの説明に対する御意見、御質問はございませんか。 |
| 委員 | <p>今回の御説明は、賦課限度額と軽減判定所得を引き上げることで、負担が緩和されるという趣旨でよろしいでしょうか。</p> <p>その上で、大津市の試算を拝見しますと、増減のみで考えれば、増収が530万円見込まれるのに対し、減少は540万円とのこと。</p> <p>まず、この点について私の理解が正しいか御確認いただけますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>おっしゃる通りです。</p> <p>しかし、国民健康保険はまず必要な総額が定められ、それを基に保険料が算定されるため、必ずしも全体として増収になるとは限りません。</p> <p>また、賦課限度額が引き上げられたことで、これまでの制度よりも高額所得者層の方の負担は増加することになります。</p> |
| 委員 | <p>もう一つ質問がございます。</p> <p>資料の2ページ目に記載されております「中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能となる」という点についてです。</p> <p>先ほど御提示いただいた増減の試算等を踏まえた上で、この見直しが可能になるということは具体的にどのような影響をもたらすのでしょうか。</p> <p>その点が不明瞭でしたので、御説明いただけますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>高齢化や医療費の増大に伴い、国民健康保険の保険料率は年々上昇傾向にあります。特に、所得に対して一定の割率で算定される『所得割』については、少しずつ引き上げざるを得ないのが現状です。</p> <p>今回の賦課限度額の引き上げは、本来であれば中間所得層ばかりが保険料の上昇に直面し、高額所得者、すなわち既に賦課限度額の上限に達している方々の負担は全く増えないという現状を是正するものです。</p> <p>具体的に申しますと、これまで賦課限度額の上限に達していた方々は、保険料率が上がったとしても、賦課限度額を超える保険料は課せられませんでした。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>今回の改定で賦課限度額を引き上げることで、そうした高額所得者の方々の保険料を増額し、その増収分によって中間所得層の保険料の上昇を幾分抑えることが、この制度の趣旨となっております。</p> <p>しかしながら、現時点ではどの所得層の方がどれだけ安くなるのかという具体的な試算は手元にございませぬ。</p> <p>恐れ入りますが、この場では具体的な数字をお示しすることはできかねます。</p> |
| 会長 | 他に御意見や御質問はございませぬか。 |
| 事務局 | <p>現在御説明しております内容は、主に県の標準保険料率の改正と、国の制度改正に伴う市の制度改正となっております。</p> <p>県の標準保険料は、あくまでも市の国民健康保険料を決定する前段階として、県から示される数値です。</p> <p>これを基に、市では基金や前年度の決算剰余金等を活用し、国民健康保険加入者の負担軽減を図っております。</p> <p>最終的な国民健康保険料の決定は5月となる予定です。</p> <p>この点が十分に伝わっていなかったかもしれませんので、改めて御説明いたしました。</p> |
| 会長 | いずれにしても、5月にはより詳細なデータや具体的な金額が明らかになる、という理解でよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | おっしゃる通りです。 |
| 会長 | 他に御意見や御質問はございませぬか。 |
| | (意見なし) |
| 会長 | <p>無いようですので、本報告については終了といたします。</p> <p>次に、次第4、報告事項の第3「国民健康保険制度の国の動向について」を議題とし、事務局に報告を求めます。</p> |
| 事務局 | (国民健康保険制度の国の動向について説明) |
| 会長 | この見直しは、去年の夏頃にあった政府から示された見直しから変更されているのでしょうか。 |
| 事務局 | 上限額については、昨年より若干引き下げられました。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>加えて、年間上限が全区分に適用されるようになったなど、制度の考え方に変更がございませぬ。</p> |
| 会長 | <p>わかりました。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対する御意見、御質問はございませぬか。</p> |
| 委員 | <p>高額療養費制度につきましては、衆議院選挙結果により今後変更される可能性があると思われませぬが、質問させていただきます。</p> <p>今回の資料で、赤文字部分が昨年度からの変更点であると理解しました。</p> <p>高額療養費制度の見直し自体はメディアで報じられていたが、年間制限の新設や外来特例の変更といった具体的な内容までは知らず、資料を拝見して驚きました。</p> <p>さて、高額療養費制度は今後がん患者数などの社会情勢の変化に応じて見直しが行われると存じます。</p> <p>今回の変更により、国民健康保険に加入されている方々のうち、実際にどの程度の割合が影響を受けるのか、大津市として具体的な試算はされているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>大津市では、現在この制度に関する具体的な試算は行っておりませぬ。</p> <p>しかし、国からは概算として給付費への影響に関する試算がされています。</p> <p>例えば、今回の改正を令和8年度に適用した場合、国民健康保険の給付費は約460億円の減額となる見込みです。</p> <p>また、一人当たりの保険料も約800円下がるとの試算が示されています。</p> |
| 委員 | <p>それは年間でそれだけ減額になるということでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>おっしゃる通りです。</p> <p>資料に記載しておらず、恐縮です。</p> |
| 会長 | <p>この内容は、今後国会での審議、特に予算審議が始まることで変更される可能性もあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>本事業は予算を伴うため、当然予算がなければ実施できません。</p> <p>令和8年度の国の予算として成立して初めて実施が可能となりますので、現時点ではまだ確定したものではありません。</p> |
| 会長 | <p>内容が変更される可能性があるということですか。</p> |
| 事務局 | <p>可能性としてはございませぬ。</p> <p>しかしながら、現在の情勢を鑑みますと、私どもとしましては現時点では変更される</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ことは想定しておりません。</p> |
| 会長 | <p>あくまでもまだ仮の状態ということですね。</p> |
| 事務局 | <p>おっしゃる通りです。</p> |
| 会長 | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> |
| 会長 | <p>無いようですので、本報告については終了といたします。</p> <p>資料について、私から一点申し上げたいがございます。</p> <p>本日配布の資料は事前に提供いただくのが望ましいです。</p> <p>加えて、国保に関する書籍なども併せて配布することで、委員の皆様の理解がより深まるかと存じます。</p> <p>他に全体を通じて御意見や御質問はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>会議の形式について申し上げます。</p> <p>現在の、まるで国会答弁のような形式は時代遅れであり、民間企業では総会以外ではほとんど見られないものです。</p> <p>AIによる議事録作成も容易な現代において、このような形式ではなく、リアルタイムでより効率的な議論を望んでいます。</p> <p>相槌や同意確認に時間を費やすことなく、実質的な議論ができるよう御検討いただきたいと、以前にも要望いたしました。</p> <p>慣例にとらわれず形式を変更することが、活発な議論には不可欠だと考えております。</p> |
| 会長 | <p>ごもったもんな御意見だと思います。</p> |
| 事務局 | <p>マイクは、議事録作成と皆様に明瞭に御発言いただくために使用しております。</p> <p>議事運営については、特に明確な規定はございません。</p> <p>一般的には、会議では会長の御指名を受け、発言の許可を得てからお話することが多いと存じますが、この点については柔軟に対応いたします。</p> |
| 会長 | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>今回もまた診療報酬の改定が控えているとのことですが、皆様は今回の改定がどの程度影響す</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>るとお考えでしょうか。</p> <p>また、昨年話題になりました国保逃れについてです。</p> <p>社会保険の問題だと思うのですが、国民健康保険側からも不正行為を取り締まるなど、そのような状況に対処するための何らかの対策を講じることは難しいのでしょうか。</p> <p>まず、2つ目の御質問でございました「国保逃れ」についてですが、私どもとしましても、国民健康保険側から何らかのアプローチができないかと議論をしたことがございます。</p> <p>しかし、他制度の保険に加入されている方が、なぜ国民健康保険に加入されていないのかということについて、こちらで把握して対応することは難しいと考えております。そのため、現段階では国民健康保険側からのアプローチは難しいと考えております。</p> <p>診療報酬改定については、担当の係長の方から御説明させていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>診療報酬改定につきましては、保険者が負担する療養費という観点での御質問でよろしかったでしょうか。</p> <p>診療報酬改定の影響が全くないとは思いませんが、恐縮ながら、具体的な規模感まで詳細を把握しておりませんので、明言することは難しい状況でございます。</p> <p>近年の傾向としましては、療養費全体としては、被保険者数が減少しているため、費用全体としては減少傾向にあります。</p> <p>しかし、その一方で、高額療養費等の個別の療養費、すなわち一人当たりの医療費は増加傾向にあるという現状がございます。</p> <p>そのため、診療報酬改定において、どのような項目が引き上げられるかにもよるところが大きいかと存じますが、現時点では、療養費全体が急激に増加するような事態までは想定しておりません。</p> |
| 会長 | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> |
| 会長 | <p>無ければ以上をもちまして、本日の議事は終了とし、進行を事務局に戻します。</p> |
| 事務局 | <p>会長どうもありがとうございました。</p> <p>また、委員各位には、議事の円滑な進行に御理解・御協力をいただきありがとうございました。</p> <p>次回の本協議会は、来年5月の開催を予定しておりますが、日程が決まり次第、御案内させていただきますので、次回も御出席賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして、会議を終了させていただきます。</p> |

ありがとうございました。